

第6回「水産分野におけるデータ利活用のための環境整備 に係る有識者協議会」

議事要旨

〔 日時：令和3年9月17日（金）10:00～12:00 〕
〔 場所：WEB会議 〕

- まず、事務局から、新規委員の紹介、「ガイドライン策定スケジュールの変更」（資料6-1 pp.2-5）について説明があり、議論の進め方について、協議会として了承した。
 - 次に、「前回の振り返り」（資料6-1 pp.6-11）について、事務局から説明があった。
 - 続いて、「ガイドライン案（前半）のご説明」（資料6-1 pp.12-20）、について、事務局から説明があり、オブザーバーの意見を参考にしつつ委員で検討を行った。
1. 「ガイドライン案（前半）のご説明」についての発言は以下の通り
- ガイドラインの冒頭に「ガイドラインの目的・概要」（例えば「漁業者、漁協、産地市場に関わる方を対象に、生産現場で発生したデータの取扱いに関する留意点について定めたもの」など）を記載し、その次に意義という流れになると、読むかどうかの判断に繋がるのではないかと。
 - 前文としてガイドラインの概要があるとよいのご意見であり、参考にしたい。
 - ガイドラインの冒頭が「水産分野でのデータ利活用の意義」から始まる流れよりも、最初に目指すべき水産業界の未来像を示し、その実現のためにデータ利活用が必要、という流れの方がよいのではないかと。
 - 同じ認識である。冒頭に背景と全体の概要を追加する方向としたい。
 - 産地からのデータの提供拠点として、漁協への期待を踏まえ、ガイドラインの中で、漁協を通じた積極的な出荷を推奨する旨を記載してほしい。独禁法との関係で強制はできないが、データ集積を通じた水産業界のスマート化の推進の観点で、記載を検討願いたい。
 - 産地市場からの意見として、ご指摘のような背景を踏まえてガイドラインに組み込んでほしいのご意見と理解した。
 - 先行する農業分野のガイドラインを参考に内容を検証したいので、必要に応じて情報提供を頂きたい。
 - 水産分野の特殊性を中心として取りまとめつつ、普遍的な部分については、先行する農業分野のガイドラインを活用できるよう、事務局から情報提供してほしい。

- 資料 6-2 p. 18 の表 6「提供を受けたデータおよび、加工等によって創出したデータの取扱いについて受託者は、業務委託契約等に示されている範囲で、利用することになる。」について、具体的に受託者がデータを利用する場面としてはどのようなものがあるか。漁獲に関するデータとの関係で受託者がデータを使う場合が想定されるのか。仮に委託者が使うのみであれば、注釈を加えた方がよいのではないか。
 - 例えば、漁獲に関するデータの提供を受け、漁場の AI 分析を行う場面が想定される。受託者が契約の範囲内で分析し、結果を整理するところまでは問題ないが、構築した AI モデルを他の顧客向けにも使いたいと考える可能性もあるため、契約において、データが提供者の想定外に使われることがないように、ルールを定めておく必要がある。【事務局】
 - 「利用」には、①業務遂行にあたってのデータの利用（AI 分析結果の納入のための利用）と、②受託者の独自の利用目的での利用の 2 つがある。前者は問題ないが、原案では後者まで読めてしまい、委託者が不安になるかもしれないため、2 つの利用場面について明確に記載した方がよい。
 - 用語の整理は丁寧に行う必要がある。漁獲に関するデータは AI 解析にも使われるが、一般的に「漁獲成績報告」と言うと「行政報告」を意味することが多いため、利用場面の用語の整理とともに、行政報告に関する説明と分けて整理したい。【事務局（水産庁）】
 - 用語を定義してうまく使っていきたい。
- ガイドラインを見てシステム構築ができるようにする観点から、資料 6-2 p. 14 の図 3 のフローチャート上に、想定されるデータ項目を追記し、情報を誰から誰に渡すときに、どのようなデータ項目が想定されているかが分かるようにしてほしい。
 - その上で、データ項目について、次回協議会で議論予定のひな型に展開していけるようまとめてほしい。原案では、記載の意味を確認しないと、システム設計に反映させることが難しい。用語の定義と、資料のまとめ方を考えてほしい。
 - システム設計の観点からも、図で分かりやすく解説できることは重要である。図が煩雑にならない範囲で、データ提供の流れの中にデータ項目の追記を検討するとともに、ガイドラインの解説資料にも組み込んでいきたい。
- 漁協の電算システムの改修担当者と話した際、漁協内では、どのデータフィールドをどう提供したらよいか不安との意見が多かった。提供すべきデータについてガイドラインで示せると、不安が少なくなるだろう。
- 資料 6-1 p. 20 の表で、漁獲に関するデータは漁業者から行政または研究機関に行くものであって、提供先は漁協ではないのではないかと。現状では、水揚げした重量等を漁協が測定し、漁協から漁業者にデータをフィードバックして、漁業者が漁獲に関するデータを提供するのではないかと。地域によって異なるかもしれないが、実態を確認してほしい。

- 資料 6-1 p. 16 のデータの内容例に、漁業許可番号を追加できると、後の集計において活用できるのではないかと。水産庁のシステムの意向や仕様を確認するとよい。
 - ガイドラインを使ってもらって観点から、言葉の定義など実態に合わせて整理すべきとの意見をいただいた。
 - 取り扱うデータの例示については、網羅的に載せることは難しいが、重要なものを加え、実態に合った形で整理できるとよい。
 - 委員のご指摘は「漁獲成績報告のためのデータ収集」の観点からの御発言と理解しているが、本協議会では、漁獲成績報告に限らず、より広い観点からのデータの取扱いを想定し、その際の取決めについて考えていきたい。【事務局（水産庁）】
 - 行政報告についても整理が必要ではあるが、行政報告だけの取組ではなく、環境データや資源量把握のためのデータ、漁場予測のデータなど、より広い観点で捉えてほしい。水産庁の別事業と重なる部分もあるが、切り離して議論いただきたい。【事務局（水産庁）】
 - 本件は、まず基本となるガイドラインを作った上で、漁獲に関するデータの上げ方や個別事業のガイドラインに反映し、コードなどに具体的に落とし込んでいく。そうした全体に通じるデータ利活用のガイドラインであると理解してほしい。
 - 現場での実装においては、ベンダーがどのようなデータが必要か揉めている現状があるため、別事業との関係も含め、項目として入れられるのであれば入れていただく方がよいとの趣旨である。広い意味でのスマート水産業の実現のためのガイドラインを作る方針には反対はしていない。
 - 漁業者から行政機関への報告の場面に着目すると、漁業者から行政機関に直接報告するケースや、契約に基づき漁協経由で提出するケースなどが想定される。「漁獲に関するデータの場合」「システム開発の場合」など、利用パターン例の形で整理することにより、ご指摘の懸念を払しょくできるのではないかと考える。【事務局】
 - 行政報告に関しては、関係法令との整理も含め、水産庁においてもしっかり見ていく必要がある。【事務局（水産庁）】
 - スマート水産業は、行政目的によるデータ収集だけではなく、多様なサービス提供者によるビジネスの展開を目指している。成長産業化に向けてご理解いただけるよう、事務局とも調整していきたい。【事務局（水産庁）】
- 実運用と汎用性という、相反する視点をどうまとめるかという観点からご意見をいただいている。データの例示についても、代表的なものとして入れ込んでおくべきものがあれば提案してほしい。言葉の定義の曖昧さにより、解釈の誤りや事実誤認が生じている点についてもご指摘願いたい。
- 次回協議会資料では、水産分野におけるデータ提供の流れ（漁業者起点）（昨年度協議会資料 3-1 p. 10）の場面ごとに図等を追加し、理解を促せるようにしたい。【事務局】

- 漁業者の中には、データ入力が苦手な「記録より記憶」という方もいるが、スマート水産業の実現により、そうした漁業者の行動変容が期待できる。
 - 「ガイドライン」という言葉から、してはいけないことなどのネガティブな印象を受けるが、ポジティブな意見も入るとよい。実際に、ホタテ養殖の漁業者の間でも、倉庫に積まれたカレンダーに書き込まれた養殖の記録を活用するような行動変容が生まれてきている。数年後に新しいソフトウェアが出てきた際に、生産性向上・経済的効果に繋がるようなルールが含まれるとよい。
 - ガイドラインの目的として、水産資源の持続的な利活用とともに、水産業の成長産業化というポジティブな面を見せていくことが重要である。実際に現場でポジティブな行動変容が見られているとのことご意見は参考になる。見て頂ける成果物を作っていきたい。
- データの取り決めの必要性について、現状でも法令や契約に基づいてデータのやり取りが行われているが、水産分野特有の事情やルールの曖昧さ等からガイドラインが必要ということか。あるいは、実際に法律や契約に基づかないデータのやり取りがあり、それらへの対応の意図があるのか。
 - ご指摘のとおり、現状として曖昧なところもあるし、そもそも何の取決めもないケースもある。従来はクローズな信頼関係・信義誠実の原則に基づいていたが、高度なデータ利活用においては、例えば、開発費低減を見返りとしたデータの品質向上のための活用や、漁業者が多方面からデータを求められることや、海外での活用などによるトラブルが想定される。「そんなはずではなかった」ということが起きないように、ガイドラインできちんと定めておきたい意図がある。【事務局】
 - 法律や契約に基づかないデータのやりとりも行われている。データが著作権の対象とはならないとはいえ、実際には誰かの管理下には置かれ合意があるはずだが、データ提供者を守るため、取決めが必要である。【事務局】
 - データの場合は、知的財産権とは異なり、所有権等が法律上規定されていないため、法律的には営業秘密に該当しない限り保護されない。ガイドラインによって、何が当事者にとって公平で保護されるのかを明確にしていきたい。
 - 法律等に基づいて取り決められているケースの方が圧倒的に少ないと認識している。こうした背景から取決めの必要性があると理解してほしい。
- 水産庁として漁業関係法令に基づいて求めている報告があり、行政法の中で提出等を受けているデータもある。一方、民間でも似たようなデータを利用する可能性があり、分かりにくくなっている。そもそも、水産分野ではデータ関係の整理が進んでおらず、データ利用者がデータ提供者に対して必ずしも取決めを整理しているわけではない。漁業者から見て不利益がないよう、しっかりカバーしていきたい。【事務局（水産庁）】
 - ガイドラインは水産政策の柱の実現において不可欠であると理解しているので、その点を意識して取りまとめていきたい。

- ガイドラインの対象には養殖も含まれているが、取得するデータの内容には養殖特有のデータがあまり含まれていない。現在の構成では、養殖の説明は特段不要と思う反面、認証の観点で、申請に資するデータ項目を加えてもよいようにも思う。
 - 養殖や加工流通については、今年度ガイドラインの初版を作成した後に、拡充を検討したい。
 - スマート水産業の推進においては、資源評価・管理への取組と、成長産業化とを両輪として進めることが重要である。現時点でのガイドラインのゴールを前者に置くのであれば、養殖は主として後者を目指すものであるため、絞った内容にすべきではないか。漁業者によるデータ提供のメリットについても広げる必要がある。
 - データの利活用は資源評価・管理と成長産業化の両方に繋がるため、いずれかに特化するものではないが、両輪のためにガイドラインが活用されることが重要であると改めて認識した。
 - ガイドラインを多くの方に利用してもらうためには、利用パターンの整理とともに、場面別の逆引きにより、問題から出発して対処の仕方が分かるような使い方ができるよう、工夫してほしい。
 - 資源評価・管理と成長産業化については、原案では資源管理を念頭に整理されている側面があるように感じる。具体的なデータの流れの中で、関係者の相互関係やニーズ、データの動きなどについて整理していくことにより、今回の議論に対して具体的な方向性が示されるのではないか。
 - JAFIC や水研、加工業者等は、生産現場における漁業者とのやりとりの中で提供を受けたデータを、加工し第三者に提供することで、水産業の経営の安定化や効率化に活用してもらっている。原案では、規制の面が強出ている印象があるが、日頃のやりとりを通じて得られたデータを「規制」ではなく「活用」に繋げていけるよう、今年度後半の課題として工夫していただきたい。
 - 水産業の活性化を念頭に、骨子に肉付けしつつ、明るい方向に持っていくイメージで取りまとめていきたい。逆引きやFAQについては、ガイドライン本体に含めるかの検討の余地があるが、ガイドラインの普及に向けて、水産庁にも支援いただきながら考えていきたい。
- 引き続いて、「ヒアリング結果の報告」（資料 6-1 pp. 21 -30）、について、事務局から説明があった。
 - 最後に、全体を通じた意見交換が行われた。
2. 全体を通じた意見交換における発言は以下の通り
- 全体を通じて、データの抽出先の整理が改めて必要であると認識した。漁業者が TAC 報告や水産流通適正化制度への対応、漁獲成績報告書の提出などを行うにあたり、事実上、

漁協が代行的な役割を担っている。類似データの取扱いについて、一元的に抽出し、法律上の報告義務とスマート水産業での利活用との整理を行うべきである。

- コロナ禍の下で、ガイドラインだけではなく、水産分野の取組全体のスケジュールの中で、生産現場との意見交換が十分に出来ない状況が続いている。水産改革への対応が多くある中で、漁業者の代表からは少し待ってほしいとの意見が出ている。昨日も類似の制度・運用に関して丁寧に進めるよう浜からの注意喚起があった。
- ガイドラインの内容を詰めることも大事ではあるが、同様に、関係者への丁寧な説明も重要である。年度内に取りまとめたい事情は承知しているが、実行者である生産者に付いてきてもらうためには、まだまだ整理が必要である。現場への説明により、誰も取り残さないようにしてほしい。
- 日本の水産業は、その多くが零細や個人で構成されている。そうした方々にとって持続的に利用され、データ活用の恩恵を受けられなければ、制度は回らないと認識している。水産庁からも、しっかりと周知してほしい。
- 現場を含めてしっかりと説明していきたい。ご意見は議事録への記録とともに、庁内でも共有しておきたい。【事務局（水産庁）】

－以 上－